三河オリエンテーリングクラブ 規約

(名称)

第1条 本クラブは、三河オリエンテーリングクラブと称する。

(目的)

第2条 本クラブは、会員のオリエンテーリング技術向上、およびオリエンテーリングの普及活動を目的とする。

(事業)

- 第3条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) オリエンテーリング技術向上のため、研究会の実施(含むトレーニング)
- (2) オリエンテーリングの講習会および教室の開催
- (3) オリエンテーリング大会の開催・協力および援助
- (4) オリエンテーリング大会への参加
- (5) クラブ会報の発行
- (6) 同一目的を有する団体との交流・連絡および提携
- (7) その他、前条の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本クラブはオリエンテーリングを愛好し、第2条の目的に賛同する者をもって会員とする。

(役員)

第5条 本クラブに次の役員をおく。

会長1名副会長若干名書記(会報)若干名会計1名会計監査1名渉外若干名総務若干名

- 2 役員の選出は会員の互選により行い、任期は1年とし再任を妨げない。
- 3 本クラブには顧問をおくことができる。
- 4 役員の任務
 - ①会長はクラブを代表する。
 - ②副会長は会長を補佐し、クラブ活動にあたる。
 - ③書記は会の記録をとり、会報の作成にあたる。また総会の資料を作成する。
 - ④会計はクラブの会計を掌る。
 - (5)会計監査はクラブの会計を監査する。

- ⑥渉外は他団体などとの渉外にあたる。
- ⑦総務はクラブの窓口となる。また会員名簿を管理する。

(会議)

- 第6条 総会は、毎年1回開催し、規約の改正および役員の改選、その他重要事項を決議する。
 - 2 役員会は必要に応じ開催することができる。

(会計)

- 第7条 本クラブの経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
 - 2 クラブの会計年度は、毎年1月1日に始まり、当年12月31日に終わる。
 - 3 本クラブの会費は、月額300円とする。

(その他)

- 第8条 この規約の改廃は総会に出席した会員の1/2以上の同意を必要とする。
- 附則 この規約は昭和51年7月20日から施行する。

昭和57年4月 4日一部改正

昭和58年1月16日一部改正

昭和61年1月10日一部改正

昭和63年1月17日一部改正

平成13年1月12日一部改正

令和 6年2月25日一部改正